

第2章 介護保険料について

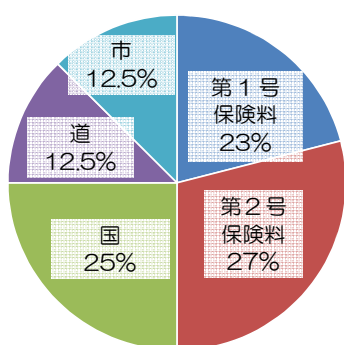
1 介護保険料の設定

介護保険事業計画では、当該計画期間中における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を定めます。

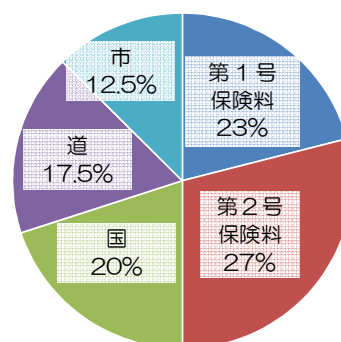
介護給付費等の費用負担は、次の図のとおり、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料のほか、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険料、国・北海道・市の公費により賄われます。

第7期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、23%と定められています。

介護給付費（居宅サービス）

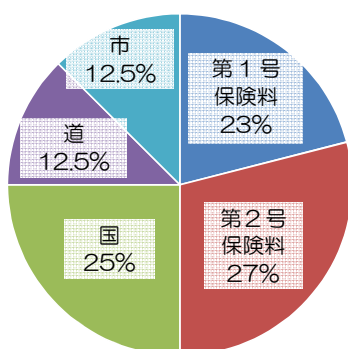


介護給付費（施設サービス等）



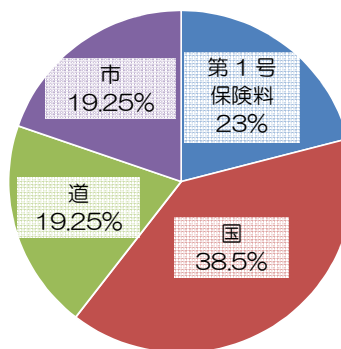
地域支援事業

（介護予防・日常生活支援総合事業）



地域支援事業

（包括的支援事業・任意事業）



2 介護保険料の算定

(1) 介護保険料収納必要額の算定

第8期計画における介護保険事業の標準給付見込額及び地域支援事業費は、前章の介護保険事業等の見込みを踏まえ、下表のとおり約109億円と見込まれます。

第1号被保険者の介護保険料の算定の基礎となる介護保険料収納必要額は、介護給付費準備基金の取崩しにより介護保険料の上昇の抑制を図り、約24億円と見込みます。

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
標準給付見込額①	3,474,949	3,638,229	3,841,194	10,954,372
介護給付費総額	3,209,091	3,371,168	3,567,923	10,148,182
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	154,468	153,652	157,152	465,272
（特定入所者介護サービス等給付費）	(172,142)	(176,129)	(180,746)	(529,017)
（特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額）	(17,674)	(22,477)	(23,594)	(63,745)
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	87,052	88,738	91,064	266,854
（高額介護サービス給付費）	(87,697)	(89,729)	(92,081)	(269,507)
（高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額）	(646)	(991)	(1,017)	(2,653)
高額医療合算介護サービス給付費	22,032	22,311	22,634	66,977
審査支払手数料	2,308	2,361	2,423	7,092
地域支援事業費②	322,526	329,719	333,827	986,072
介護予防・日常生活支援総合事業費②'	216,966	219,653	223,677	660,296
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	69,794	69,878	69,962	209,634
包括的支援事業（社会保障充実分）	35,766	40,188	40,188	116,142
計（①+②）③	3,797,475	3,967,948	4,175,021	11,941,444
第1号被保険者負担分相当額（③×23%）④	873,419	912,628	960,254	2,746,300
調整交付金相当額（（①+②'）×5%）⑤	184,595	192,894	203,243	580,732
調整交付金見込交付割合⑥	6.94%	7.06%	7.20%	
調整交付金見込額（（①+②'）×⑥）⑥'	256,219	272,366	292,670	821,256
介護給付費準備基金取崩し額⑦ （全所得段階に効果が生じる介護保険料基準額の軽減分）				90,000
市町村特別給付費等⑧	0	0	0	0
介護保険料収納必要額（④+⑤-⑥' -⑦+⑧）				2,415,779

(2) 介護保険料基準額の算定

介護保険料収納必要額を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を算定すると、次のとおり算定されます。

介護保険料基準額（月額） 5,290円

なお、介護保険料基準額（月額）は次のように求められます。

$$\text{介護保険料基準額} = \text{介護保険料収納必要額} \div \text{予定介護保険料収納率（98.5\%）} \\ \div \text{被保険者数（所得段階別負担割合で補正後の3か年合計）} \div 12 \text{ か月}$$

(3) 介護保険料の所得段階の設定

介護保険料の所得段階の設定については、第7期計画に引き続き第8期計画期間においても国の標準段階とおりの9段階とし、令和2年度の額に据え置きます。

令和元年度からは、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、所得の第1段階から第3段階までの保険料が毎年変動しましたが、低所得者の保険料負担軽減のため、国：1/2、道：1/4、市：1/4の負担割合により、第1段階から第3段階まで軽減対象が拡大されました。

保険料段階	第7期介護保険料 (①2018年度②2019年度③2020年度)			第8期介護保険料 (2021年度～2023年度)		
	段階設定基準	年額(円)	基準額に対する割合	段階設定基準	年額(円)	基準額に対する割合
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金、市民税非課税世帯 ・市民税非課税世帯で前年の課税年金収入 +合計所得が80万円以下	①25,390 ②23,800 ③19,040	①0.40 ②0.375 ③0.30	同左	19,040	0.30
第2段階	・市民税非課税世帯 ・課税年金収入+合計所得が80万円を超え、 120万円以下	①47,610 ②39,670 ③31,740	①0.75 ②0.625 ③0.50	同左	31,740	0.50
第3段階	・市民税非課税世帯 ・課税年金収入+合計所得が120万円を超える	①47,610 ②46,020 ③44,430	①0.75 ②0.725 ③0.70	同左	44,430	0.70
第4段階	・市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入+合計所得が80万円以下	57,130	0.90	同左	57,130	0.90
第5段階	・市民税課税世帯 ・本人市民税非課税 ・課税年金収入+合計所得が80万円を超える	63,480	基準額	同左	63,480	基準額
第6段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円未満	76,170	1.20	同左	76,170	1.20
第7段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円以上190万円未満 ①② ・合計所得金額が120万円以上200万円未満	82,520	1.30	・本人市民税課税 ・合計所得金額が120万円以上200 万円未満	82,520	1.30
第8段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が190万円以上290万円未満 ①② ・合計所得金額が200万円以上300万円未満	95,220	1.50	・本人市民税課税 ・合計所得金額が200万円以上300 万円未満	95,220	1.50
第9段階	・本人市民税課税 ・合計所得金額が290万円以上①② ・合計所得金額が300万円以上③	107,910	1.70	・本人市民税課税 ・合計所得金額が300万円以上	107,910	1.70

3 介護保険料の将来推計

第8期計画の人口推計、要支援・要介護認定者数の推計、介護保険事業の標準給付見込額などを基に令和7年度の推計を行うと、次のような状況が見込まれます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進による介護予防の一層の推進や、「介護給付の適正化」による保険給付の点検などの取組により、介護保険料の上昇の抑制に努めていきます。

		第8期 (2021年度)	第9期 (2025年度)
人 口		38,903人	37,004人
第1号被保険者数		13,775人	13,674人
65～74歳		6,404人	5,436人
75～84歳		4,909人	5,370人
85歳以上		2,462人	2,868人
要介護認定者数		2,461人	2,719人
年度給付費 (地域支援事業費含む)		3,797,475千円	4,215,270千円
介護保険料 (基準額)	月額	5,290円	5,783円
	年額	63,480円	69,396円

